

成年後見制度に係る審判請求に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定により、市長が行う審判請求に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見等開始審判 民法(明治29年法律第89号)に規定する後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判、保佐人の同意を必要とする行為の範囲の拡張の審判、保佐人の代理権の付与の審判、補助人の同意権の付与の審判及び補助人の代理権の付与の審判をいう。
- (2) 対象者 成年後見等開始審判の請求の対象者をいう。

(対象者の要件)

第3条 対象者は、成年後見等開始審判を必要とする状態にあると認められる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（他市町村の市町村長が措置権者である者又は他市町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者を除く。）

イ 市長が措置権者である者又は市が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者（市長が審判請求を行うことが困難である場合で、他市町村との協議により、当該市町村の市町村長が審判請求を行うこととなった者を除く。）

ウ 本市に居住し、かつ、市長が生活保護の実施機関である者又は虐待を受けている若しくは判断能力の低下等の事情により、住民基本台帳に記録することができない者

エ 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（他市町村の市町村長が措置権者である者又は他市町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者に限る。）であるにもかかわらず、他市町村においてこの制度と同様の制度が適用されない者

オ 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者（他市町村の市町村長が措置権者である者又は他市町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主体である者に限る。）であるにもかかわらず、当該他市町村が審判請求を行うことが困難である場合で、当該他市町村との協議により、市長が審判請求を行うこととなった者

- (2) 次のいずれかに該当する者

- ア 配偶者又は2親等内の親族若しくは存在が明らかである3親等若しくは4親等までの親族（以下これらを「配偶者等」という。）がない者
- イ 配偶者等が行方不明又は音信不通である者
- ウ 配偶者等が成年後見等開始審判の請求をしないことが明らかな者
- エ 配偶者等から虐待、放置等を受けている者

（成年後見等開始審判の判定基準）

第4条 市長は、前条の要件を満たす対象者について次の各号に掲げる事項を総合的に判断し、必要と認めるときは、家庭裁判所に成年後見等開始審判の請求を行うものとする。

- (1) 対象者の判断能力の程度
- (2) 対象者の生活状況及び健康状況
- (3) 対象者の福祉サービス等の利用の必要性

（成年後見等開始審判請求費用の求償等）

第5条 市長は、成年後見等開始審判の請求を行ったときは、家庭裁判所に対し家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第2項の規定に基づき、当該請求に係る費用の本人負担の命令の申立てを行うものとする。ただし、対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯に属する者等の場合は、この限りでない。

（成年後見等開始審判請求の手続）

第6条 成年後見等開始審判の請求に係る申立書、添付書類、予納すべき費用等は、家庭裁判所の定めるところによる。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に家庭裁判所に対しされている旧非訟事件手続法第28条の規定に基づく成年後見等開始審判の請求に係る費用の本人負担の命令の申立て（以下「申立て」という。）は、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく申立てとみなす。